

業務執行規程

(目的)

第1条 本規程は、理事会が執行を決定した一般社団法人日本精神科看護協会（以下「本協会」という。）の業務について、当該業務を執行する代表理事及び業務執行理事が、当該業務の執行を円滑に推進するための規程として定める。

(業務の執行)

第2条 理事会は、執行を決定した本協会の業務について、継続事業、相互扶助事業、管理に区分された業務所掌表（別表として掲げる。）を作成して、各業務執行する代表理事及び業務執行理事を任命しなければならない。

2 理事会は、前項の業務を執行する代表理事若しくは業務執行理事が1名では不足すると判断したときは、複数以上の者を当該業務の従たる執行者として任命することができる。当該業務の従たる業務執行者は、主たる業務執行者と協議の上決められた分担業務を執行するものとし、適宜、自己の業務の進捗状況を主たる業務執行者に報告し、指示を仰ぐこととする。

3 第1項の業務を執行する代表理事若しくは業務執行理事が不在になったときは、本部長をもってその任にあてる。この場合、本部長は会長の指示に従うものとする。

4 第2項及び第3項の規定は代表理事には適用しない。会長、副会長は、それぞれが本協会を代表して行う業務を執行することができる。

5 理事会は、別表に掲げる以外の業務が発生した場合は直ちに、当該業務を執行する代表理事若しくは業務執行理事を任命しなければならない。

6 別表に掲げる以外の業務が発生した場合、前項に規定する代表理事若しくは業務執行理事が任命されるまでの間は本部長が当該任務を務める。この場合、本部長は会長の指示に従うものとする。

(理事の従事時間管理)

第3条 各理事は、自らが行った業務について、継続事業に関する業務、相互扶助事業に関する業務、管理に関する業務に区分した業務従事時間を記録するものとする。

(業務の委任)

第4条 理事会に業務の執行を委任された代表理事及び業務執行理事は、必要に応じて事務局職員及び支部役職員に命じて、理事会から課された業務を遂行することができる。又、理事会に業務の執

行を委任された代表理事及び業務執行理事は、必要に応じて正会員の中からそれに相応しい者を指名して業務の一部を委任して遂行させることができる。

(事務局員の使役)

第5条 前条の規定により、代表理事及び業務執行理事が事務局員を使役する場合は、事務局の責任者の協力を得て使役する事務局員を決めることができる。事務局員を使役する代表理事及び業務執行理事は、事務局運営規則の諸条を遵守しなければならない。

(業務実施委員会委員の任命)

第6条 代表理事及び業務執行理事が、正会員の協力を得て業務を遂行する場合には、当該の代表理事及び業務執行理事が委員長となる業務実施委員会を組織し、当該正会員を委員に任じることとする。業務実施委員の人数は、2～8名とする。委員に任じられる正会員は、他の業務実施委員を兼ねることができる。

(業務実施委員会の意見聴取)

第7条 業務実施委員会は、必要に応じて正会員以外の者を招いて意見を聞くことができる。この場合、業務実施委員会の長は当該の者を委員に任命できる。

(理事会による業務実施委員会の設置承認)

第8条 代表理事及び業務執行理事が業務実施委員会を設置する場合は、理事会に以下(1)～(6)のことを明らかにした上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 当該業務実施委員会の名称
- (2) 当該業務実施委員会が行う活動
- (3) 当該業務実施委員会の委員長になる代表理事あるいは業務執行理事
- (4) 当該業務実施委員会の委員に任じる者の氏名
- (5) 当該業務実施委員会の活動期間（最長は社員総会から次の社員総会まで）
- (6) 当該業務実施委員会の活動に要する費用概算

(代表理事の業務実施委員会の設置権限)

第9条 前条の規定に関わらず、代表理事は、理事会の決定が間に合わないと判断した場合には、自らが委員長となる業務実施委員会を設置できる。ただし、当該業務実施委員会の設置は、設置後に開かれる直近の理事会で承認されない場合は、その時点で閉会となる。

(教育認定委員会への不適用)

第10条 本規程は、教育認定委員会には適用しない。教育認定委員会は定款及び教育認定委員会運営規則により運営する。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 本規程は、一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日から施行する。

令和7年7月5日 第2条第3項並びに第6項一部訂正

業務所掌表(別表)

I.精神科看護領域の学術振興を図り、その成果を活用し精神障がい者を支援する事業

執行事業・業務名称	業務執行理事	理 事
1. 学術集会の開催		
2. 講座・セミナー開催		
3. 精神科認定看護師の認定に関する事業		
4. 調査・研究(政策企画)事業		
5. 研究助成事業		
6. 学術集会誌の編集		

II.精神障がい者の自立を目指す活動に協力し支援する事業

執行事業・業務名称	業務執行理事	理 事
1. 精神障がい者が制作した作品の紹介や展示会の開催		
2. 精神障がい者のスポーツ交流会・音楽会の実施(支部)		
3. 被災地支援事業		

III.一般公衆に精神保健医療福祉に関する普及及び啓発する事業

執行事業・業務名称	業務執行理事	理 事
1. 「こころの日」の実施		
2. 精神保健福祉フォーラムの開催		
3. 出版物の監修、情報誌の発行事業		
4. 「こころの健康出前講座」		
5. 自殺予防の啓発		

IV. その他の事業(相互扶助事業)について

執行事業・業務名称	業務執行理事	理 事
1. 支部において会報誌を編集及び発行する		
2. ホームページで会員向けの情報提供を行う		
3. 会員所属施設の相互訪問の実施		
4. 支部に所属する会員が集っての情報交換		
5. 精神科看護管理ニュースを定期的に発行する。		
6. 会員表彰を行う。 1) 功労者、優良会員の表彰を行う。 2) 精神保健福祉連盟関連表彰の推薦を行う。 3) 支部において表彰者を選考し表彰する。		
7. 会員の慶弔を行う。		
8. 補助金・委託事業を行う。		
9. 研究マッチング事業を行う。		

V. 収益事業

執行事業・業務名称	業務執行理事	理 事
1. 所有物件の管理を行う		

VI. 管理事業

執行事業・業務名称	業務執行理事	理 事
1. 定期総会の開催		
2. 理事会等の開催 4回/年		
3. 組織強化活動 1) 全国支部長会議 1回/年 2) 全国事務局長会議 1回/年 3) 全国支部教育委員長会議 1回/年 4) 会計担当者会議を開催する。 5) 支部に対して支部実態調査を実施する。 6) 組織強化活動のための支援のための協会役員を 担当支部に派遣する。		
4. 日精看ネット九州の運営を支援する。		
5. 支部サポート部門において、支部運営に困難生じて いる支部に対して事務局業務のサポートを行う。		
6. 関係団体と緊密に連絡をとり、必要に応じて役員を 派遣し連携を図る。		
7. 情報システムに関する事業 1) メディアを強化し、情報発信力を高める。 2) 協会と支部事務局、会員個人とのネットワークの構築		
8. 災害発生時の支援事業		